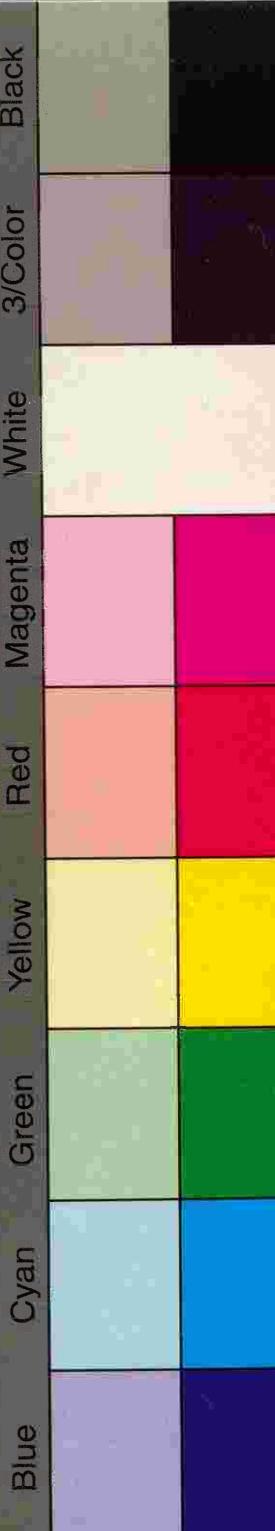


© Kodak 2007 TM Kodak

Kodak Color Control Patches



教育研究所訂正

訂正 小学三野志 歴史部 生徒用

説文 合資 會社 普及 舌

K211
192

緒言

一、此の書は、故岩神正矣君の著なる、小學上野志を原とし、之を訂正改竄したるものにして、小學兒童に、郷土の史談を授けて、歴史科の豫備とし、彼等をして、愛郷の念を起さしめ、以て、忠君愛國の素を養はむために編纂せり。

一、此の書は、尋常小學第十四年より高等小學、第一二年の間に適用すべく編成せり。されば、文章は、つとめて平易にし、難字には、徃々假名を附けたり。

一、歴史上の事實は、地理の上に演せられしものなれば、兩者の關係甚親密なるは勿論にして、ことに、郷土史の如きは、地理と相並びて、授け行くが便利なるべければ、史上の事實は、復雜に、判然劃割を立て、一地方にのみ起りしものにあらず。且、一局部にのみ關する事は、あまり重要な事少し。されば、岩神氏の著は、郡別なりしも、今は、これを併せて、全國に關する事蹟につき、最著名なる事を集録せり。

一、前述の理由なれば、教授者は、先づ、別に其の町村及郡市に關する史談を授けて、此の書の豫備となすべし。

一、さて又、歴史の事實は、悉く小學の教授材料に適したるものにあらず。況て、上野

國てふ一地方に起りたることを、小學の教科に適用せんには、うの撰擇排列、大に困難を覺ゆるところなり。されば、此の書に採れる處、事實の輕重、材料の適否、或は、其の當を得ざるものあるべし。たゞ、教授者の實驗によりて、此等の缺點を補正せられなば、他日、完全なるものとならむか、是切に、編者の望みて止まざるところなり。

一、此の書を訂正するに當り、高崎高等小學校長、堤辰二君の著書を參照したること少からず、是、深く、編者の謝するところなり。

明治三十二年一月

編者

識
35.3.5

22099

正訂 小學上野志

歴史之部

目次

- | | |
|------------|---|
| 第一課 豊城入彦命 | 一 |
| 第二課 古墳 | 三 |
| 第三課 古碑 | 四 |
| 第四課 貫前神社 | 五 |
| 第五課 新田義重 | 六 |
| 第六課 新田義貞 | 五 |
| 第七課 新田氏の一族 | 八 |

第八課 上杉氏

第九課 三氏此の國を爭ふ(其一) 十二

第十課 三氏此の國を争ふ(其二) 十三

第十一課 麹橋城 十四

第十二課 眞田父子 十六

第十三課 高山正之 十八

第十四課 明治維新 二十

第十五課 沿革の大要 二十二

目次

終

正訂 小學上野志

歴史之部

吾が上野國は、東山道の中程にあり。全國を、一市、十一郡に分ち、群馬縣廳之を管す。氣候程よく、地味肥えて、國產に富み、ことに、養蠶、製絲、織物の業盛にして、道路、交通の便、日に月に開け、人民の幸福、ますく進歩せんとす。

されど、今をさること二千年の昔に在

りては、土地も未だ開けぞ、王化にうるほはぬ民も住みたりき。さて、其の頃より、今日に至るまでに起りたる事柄のあらましを知らんは、まことに面白き事なるべし。

第一課 豊城入彦命

彦狹島王 御諸別命 上毛野君
日本武尊 國の名

豊城入彦命ハ、崇神天皇の皇子なり。

天皇、皇子あまた、たはしましける中、ことに、此の命と活目尊とを愛したまひ、或時、二皇子に向ひ、其の夢によりて、天位を定めんと詔したまひき。翌日に至り、皇子たち、各、其の夢を奏し給ふに、活目尊の方、吉なりしかば、立てゝ、皇太子となしたまひ、豊城命ハ、東國を治め給ふ事となりぬ。今ヨリ凡

千九百五
十年前

かくて、豊城命ハ、此の國より下りて、東國を

開き給ひ、子孫、大いに繁昌しけり。上毛野の君と申すへ、其の御子孫なり。

豊城命の御孫に、彦狹島王と申すあり。景行天皇の御代に、東山道の都督として、此の國に下らんとしたまひしづ、途中にて薨^{ハグナル}トたまひぬ。東國の民、王を慕^{シタ}ひ奉るあまり、其のなきがらを盜み來りて、此の國に葬^{ハツル}り奉れりと云ふ。

其の翌年、天皇彦狹島王の御子、御諸別

命に詔して、「汝の父未だ任所に赴かずしてうせぬ。汝はやく行きて、東國を治め、父の志を成せ。」と宣^{のたま}はせられければ、命、東國に下りて、善政を施^{ハサメ}したまへり。

日本武尊が東夷を征伐し、確

氷の峠に上り、東方を望みて、あづまはやと歎かせ給ひしは、是より三十年ばかり前の事なり。

此の頃へ、上野、下野、一國にして、毛野國と云ひしが、其の後、二百餘年を経て、仁徳天皇の御代に至り、分ちて、上毛野、下毛野とせられたり。

第二課 古墳

二子山

古器物

勢多郡西大室村荒砥村にあり及群馬郡植野村惣社町にあり等に古墳あり。前後二丘ありて、其の形瓢ヒタチと横にして、半ば埋めたるが如し。大抵高さ二三丈、長さ五六十間、周圍シラウメに堀をめぐらしたものとれほし。故に昔より、二子山と云ひ來れり。是或へ、豊城命以下、三王の御墓ならんかと云ふ。其の眞偽シンギハ、明な



らねども、古の、身分高き人を葬りしものなるべし。

其の他、國內處々に、此の類の古墳ありて、種々の古器物を出せり。

第三課 古碑

多胡の碑 金井澤の碑

山の上の碑

多胡郡池村吉井町にある多胡の碑は、日本三碑の一にして、元明天皇の和銅四年

百九十年前一千に建てるものなり。其の文分りがたき處もあれど、片岡、縁野、甘樂三郡の内より、三百戸を割きて、多胡の一郡を置かれし由を記したるものなるが如し。然らば、此の頃、郡の分合などありしものと知らる。

又、八幡村の金井澤の碑、及、同村の山の上の碑も、共よ千年以前の物なり。

第四課 贊前神社

貫前神社は、甘樂郡一の宮町にありて、經津主神と祀れり。此の神は、神代の時、武甕槌神と共に、天神の命を奉りて、我が國土を平げたまひし神なり。

吾が上野國には、延喜式に載せたる神社、大小十二あり。其の中大社は、前の貫前神社と赤城神社(勢多郡宮城村大字三夜澤村)及伊香保神社(群馬郡伊香保町)となり。

第五課 新田義重

三原の狩 守護

新田義重は、源義家の孫にして、大炊助と稱し、義貞の祖にして、又、徳川氏の先祖なり。治承年間今より、凡八百二十年前諸國の源氏並起りし時、義重も兵をあつめたりしが、常に賴朝と合はず、終身志を得ざりき。賴朝下野の那須野より、吾妻郡三原原の邊なるべしケに狩せし時、義重の館に宿りたり。賴朝の政權を握るや、安達盛長と、此國の

守護となしぬ。其の子景盛も亦つぎて守護となれり。

第六課 新田義貞

新田義貞は源義家十世の孫にして、先祖義重以来、世々新田郡を領せり。後醍醐天皇の御時、北條の軍に加はりて、楠木正成と千剣破の城に攻めしが、思ふ所ありて、大塔宮の令旨を得病と稱して國に歸り、弟義助、子義顯及、一門の者とはかりて、

義兵を起せり。

義貞、先づ生品の祠前（しやくまへ）にて、義兵を擧げ、大中黒の旗を押し立て、大塔宮の令旨を拜讀して衆を勵し、やがて笠懸野（かさかけの）に出で、進んで武藏野に向ひぬ。此の時、關東及越後、信濃の源氏、期せずして會するもの、二万餘人に及べり。

かくて、北條の軍と武藏野に破り、破竹の勢を以て、鎌倉に攻入り、高時を誅したり。

新田義貞生前品に兵を擧る圖



時に元弘三年五月二十二日今より、凡、五百六十餘年前なり。

天皇大に其の功を嘉よみし、從四位上、左兵衛

督かみ、上野、播磨はりまの守護となし給ひぬ。

翌年、足利尊氏反するに及び、義貞詔を奉

トて、之を討ち、あばくホノナレルイカサ

苦戦くせん

して、勝敗あり

りしかども、終に利なく、其の後、皇太子恆良親王を奉トて、北國に赴き、大に艱難辛苦ながくさうしたりしが、足利高經たかつねと、藤島城に攻めし時、終に流矢に中りて死せり。是實に延

元三年閏七月にして年三十八の時なり
き。今之藤島神社(別格官幣社)は其の靈と
祀れるなり。

第七課 新田氏の一族

脇屋義助

新田義顯

新田義興

新田義宗

脇屋義助は、義貞の弟なり。兄を助けて、北條高時を亡し、功よりて、兵庫助となりき。足利尊氏の反するに及びて、兄と共に、

之を討ちしが、戦常に利あらず。其の後、兄に従ひて北國に至り、大に成す所あらんとせしが果^{はた}さず。後四國に下り、伊豫よて病死せり。

新田義顯は、義貞の長子なり。父の功によりて、越後の守護となりき。義貞東征せし時、留りて、京都を衛り、目ざましき勵をし、帝の叡感^{おほめ}にあづかりし事あり。後北國に下り、越前金崎城にて、賊の大軍に圍^はみ

まれ、防戦二十餘日に及びし。終に尊良親王と共に自殺せり。

新田義興は、義顯の異母弟^{いは}なり。延元二年、兵を起して源顯家^{あきいへ}に従ひ、鎌倉を抜き、翌年吉野に至り、天皇に謁^{ひつ}して、名を賜はりぬ。

正平七年今より、凡百五十年前、弟義宗^{じう}、従弟^{いと}義治^{よしはる}等と、鎌倉^{ハラカハリノナトウト}に向ひ、尊氏の軍をさんぐに打破り、鎌倉に入りて、一時、關東に號令^{がめい}せり。其の

後、竹澤監物^{けんもの}と云ふ者にたゞかられ、矢口の渡武藏國桂原郡にて殺されたり。監物等、義興の首を鎌倉に献^{げん}ト賞重^{さうじゅう}を得て歸る途中、矢口渡に至りしひとき、落雷^{アツキホウゼイ}のため打殺されたたりとぞ、今其の處に新田神社あり。

新田義宗は、義貞の第三子なり。兄義興と共に、尊氏の軍を武藏^{むさし}に破り、石濱^{いはま}（北にあり西）にて、既に尊氏を獲んとせしめ、終に取逃したり。其の後宗良親王を奉^{うけ}トて、處々に

戦ひしが、終に利あらず、一旦、越後に退き、兵を集めて、西上せんとせしが、正平二十三年今より、凡、五百三十一年前上杉憲將等と戦ひて討死せり。

右の外、新田の一族郎等皆勤王の大義を守り、一意專心イッシャクケンメイ、皇室の御爲に盡したりき。

第八課 上杉氏

大谷休伯

足利氏の初めより、上杉氏當國の守護となりて、世々、此の國を領したりしが、數世の後、憲政のりまさの代に至りて、政を失ひ、且屢、北條氏と兵を交へ、天文二十年今より、凡、三百五十年前氏康のためには、平井城を攻め落され、越後に走りて、長尾景虎ひげさらに依れり。

憲政の臣に大谷休伯と云へる人あり。性來、水利、殖林等の道に精しく、邑樂郡に退きて、専開懇に力を盡したり。今の、大谷原

大谷休伯殖林の圖



の官林は、休伯の開きしものなりといふ。

第九課 三氏此の國と争ふ。

武田信玄

北條氏康

瓶尻の戦

箕輪落城

長野父子

弘治三年今より凡、三百四十餘年前 武田信玄、北條氏と謀り

て、當國に攻入れり。此の時、箕輪みのわの城主、長野業政、當國の諸將と共に、之を拒ぎて、瓶尻びり
碓氷郡、西横野村にありに戰ひしが、大に敗れたり。是より信玄年々攻め來りて、永祿六年今より凡、三百四十餘年前

終に支ふること能はず、目覺しき戦の後、
城に入り、先祖の位牌を拜みて、心靜に自
殺せり。十九歳年時其の妻、捕へられて、甲州より送
られしが、節操チヨウノミサヲを守りて、敵に従はず、終に
殺されたり。信玄が、西上州を窺ふこと八年
に亘りて、其の志を得ざりしは、長野父子のありしに由れりと云ふ。
かくて、信玄は和田城高崎を修め、且石倉に
岩さざでをきづきて、上杉氏に備へたり。其の頃

上杉松の信謙の像真



武田信玄の像真



長野業政は忠勇無双の士なりし
が、其の死後、子業盛、父の志をつぎ、
信玄の大兵を引受けて戦ひしが、
終に箕輪城を陥れ、西上州を手に入れたり。

正
小學
第
十
課
謙信、廐橋を根城としたればなり。

第十課 三氏此の國を爭ふ (基ニ)

上杉謙信 すはた攻

上杉謙信、憲政の請を納れて、永祿二年今
四十年前
凡三百兵を當國に出し、平井城を攻め落し、守將を置きて歸れり。其の後、屢軍を出し、殆東上州を從へ、廐橋を以て根城とせり。永祿九年、謙信、和田城武田氏の屬城を攻めしが、戦半にて引返しぬ。翌年、信玄、北條氏康と謀

り、大兵を以て、廐橋城に攻めかゝり、市中に火を放ちしが、急に兵を收め、利根川を渡りて歸れり。

幾はともなくして、信玄、謙信、相つぎて卒し、信玄の嗣子勝頼、北條氏と和睦して、東上州をも領し、廐橋を根城とし、其の近傍を攻め取れり。勝頼巡視して膳城勢多郡柏川村にありに至りし時、城中より、戦を挑みしかば、勝頼應戦して、此の城を攻め取りけり。膳城

のすはな攻と云ふは此事なり。

此の頃、勢多郡に上泉秀綱と云ふものあり。刀槍の達人にて、新陰流の祖なり。諸國と修行し、足利將軍に召され、從五位下に叙せられたり。柳生但馬守、塙原ト傳等へ、此の門人なりといふ。

第十一課 廐橋城

瀧川一益 圓珠尼

廐橋は、國の中程にありて、要害の地なり

ければ、諸氏争ひて之を有せんとしたりき。

弘治二年今より、凡、三百四十餘年前には、氏康の領となり、永祿二年今より、凡、三百四十餘年前には、謙信の手に入り、天正六年今より、凡、三百二十年前には、勝頼の有となれり。

天正十年今より、凡、三百二十年前には、織田信長、勝頼を亡し、瀧川一益として、此城に居らしめたり。幾はともなくして、信長、光秀に弑せられければ、遂に廐橋を捨て、西上せり。

一益去りて、廐橋をはじめ、諸城皆、北條氏の有となれり。北條氏亡び、徳川氏、關東を領するに及び、平岩親吉を置きたりしが、其の甲府に移るに及び、酒井氏、川越より移り、子孫相受け、百四十年に及び、後松平氏の領となれり。

天正の頃、沼田に、圓珠尼ゑんじゅにと云へる女ありき、名を小柳やなぎといひて、沼田氏の族なり。貞節にして、歌文ぶんの才あり。信濃の人を迎へ



小柳夫を諫む

て夫とせしめ、
夫三年を経る
も、郷里きょうりの母と
省ぱうみせざりけ
れば、小柳諫め
て歸省きやうせしめ、
己おのもやがて尼ナムトヘカヘル
となり、佛に仕
へ、和歌を樂み

て、世を終へたり。瀧川一益、廐橋に在りしとき、召されて、和歌の師となりたりとぞ。

其の歌に、

龍田山もみぢとわけて入る月は、

錦につゝむ鏡なりけり。

この歌、時の帝の叡聞に達したりきとぞ。

第十二課 眞田父子

昌幸 信幸 幸村

本田氏

沼田城

眞田昌幸は幸隆の長子なり。父の代より、武田氏に仕へて、武功多く、信州上田の城に居たり。後徳川氏に屬し、利根、吾妻の諸城を攻め取り、勢を近傍にふるへり。

昌幸の長子、信幸、沼田の城主たりしが、慶長五年三百年前、徳川家康、上杉景勝と討たんとするに當り、父昌幸、弟幸村と共に、兵を發して下野に到れり。折ふし、石田三成よ

りも招かれた

れば、昌幸二子

と共に去就を

謀るに、信幸曰

はく、「我は徳川

氏に厚く用ひ

らるれば、義を

欠くべからず」

といふに、弟幸

眞田父子去就を決する圖



村へ、「我は豊臣氏の恩を受ければ、之に従
はざるべからず」とて、兄弟東西に別れ、昌
幸へ幸村と共に西せり。

關原の戦の後、信幸へ功によりて、上田と、
沼田とを得、且、父と弟との命を乞ひ得た
り。かくて、昌幸は、高野山に入りて世を終
へ、幸村は、大阪の軍の時、城中に籠り、さま
ざまの奇計ミヤウナハカリゴトをめぐらし、類なき振舞して
討死せり。

第十三課 高山正之

劍持長藏

高山正之ハシマサヒコ、通稱つうしやう彦九郎エイクと云いへり。新田
郡細谷村ほそや（澤野村澤野にあり）の人なり。其の先祖ハシマ、新田
義貞ヨシタケに仕えへて功こうありき。正之、幼おさなき時、父母
を失ひ、祖母そぼの手てに養ははれたり。生うれつき
豪邁がうまいにして、慷慨かうがいの心深こころふかく、忠君愛國ちゆうきんあいこくの情
燃もゆるが如ごとし、時に、幕府ばくふの勢盛せいせいにして、朝
廷とうていは有ゆれども無むきが如ごとくなりしかば、正

之大に憤慨ふんがいし、いかにもして、之を恢復トリカフせ
んと思ひけり。

正之年十九にして、京都に遊學ゆがくせしが、中
山愛親よしぢん等の公卿こうけいと謀る處あり。又、江戸に
出でて、諸名士と交り、あまねく、天下てんわを歷れき
遊うし、勤王の大義だぎを説せつきて、人心じんじんをはげま
せり。

正之、京都に上りし時、三條の橋にて、皇
城こうじやくを伏ふし拜まつみ、「草莽さうもうの臣しもべ、高山彦九郎エイクに

高山彦九郎遙に皇城を拜す圖



候」と云ひて涙を流し、又、足利尊氏の墓に鞭三百を加へしことありき。或る時、光格天皇に謁し奉りて、

我とわれとあろしめすかや、すめらきの、玉の御こゑのかゝるうれしさ。
と詠みたり。

其の後、幕府の忌むところとなり、九州に赴きしが、寛政六年今より凡百餘年前六月二十七日、終に、筑後の久留米にて自殺しけり。年四十

正
七なりき。太田町よりある、高山神社へ、此の
人を祀れるなり。

正之、忠孝の志篤く、祖母の死せし時、叔父、
剣持長藏と共に墓前に盧ハラを作りて、三年
の喪に服したり。又忠臣、孝子、節婦等の事
を聞けば、遠きをいとはす、尋ね往きて、之
を獎勵レヤルしたりといふ。

第十四課 明治維新

舊藩 縣の變遷 指取素彦

市町村制 郡制 府縣制
徳川氏の初めには、當國に十六藩ありし
が、其の後、數度の變遷カツリカハリありて、維新の頃に
は、左の九藩となれり。

廐橋（松平氏、十七万石）

高崎（大河内氏、八万二千石）

館林（秋元氏、六万石）

沼田（土岐氏、三万五千石）

安中（板倉氏、三万石）

小幡（松平氏、二万三千石）

伊勢崎（酒井氏、二万石）

七日市（前田氏、一万千石）

吉井（吉井氏、一 万 石）

慶應三年、徳川氏政を朝廷に返上するに及び、岩鼻縣を置き、右の九藩と共に、全國を管せしめたり。

明治四年、廢藩の時、九藩みな一縣となりしが、其の年十月、群馬縣廳を高崎に置き、

三郡（山田、新田、樂）と、栃木縣に、他の十郡

（群島、片岡、甘樂、多胡、綠野、佐位、那波、勢多）

と群馬縣の管轄（くわんくわつ）とせり。

明治六年、群馬縣を廢して、武藏の熊谷縣に合せたりしが、同九年、又、群馬縣廳を前橋に置き、全國を管する事となりぬ。

明治二十二年四月、町村制を實施（じつし）し、二十五年前橋に市制を布き、二十九年、郡の分合あり。同年郡制を施行し、翌年より、府、縣制を施行して、今日に至りぬ。

第十五課 沿革の大要

此の國古へ下野と一國にして、毛野國と云ひしと、仁德天皇の御時、上下二つに分ち、後又、毛の字を省はぶきて、上野と云ふに至れり。

崇神天皇の御時、豊城入彦命、其の孫、御諸別命、此の國に下り、東國を治め給ひしより、十餘世の間、相繼つづきて、上毛野の君たり。和銅元年に國守を置かれ、天長三年に親

王の任國となれり。

鎌倉時代に、安達盛長父子、相繼つづきて守護となり、後醍醐天皇の御時には、新田義貞守護となりき。義貞、義兵を起し、時は、全國、之に應おどたりしが如し。當時、義貞が、生品の祠前に勤王の旗を擧げて、一日の中に、二万の勢となり、進んで武藏に入り、鎌倉を一もみに攻落し、時、上州男子の面目やいかなりけん。

足利氏の時、上杉氏守護となり、一時、威を關東に振ひしめ、憲政に至り、北條氏に亡されたり。

これより、北條、武田、上杉の三氏、此の國を争ひ、戦の絶間とてはあらざりき。是即戦國時代の事なり。

天正十年、武田氏亡びて、瀧川一益、廻橋城に在りしが、主君信長の凶報きやうぱうを聞き、西上して、國內おはむね、北條氏の手に入れり。

徳川氏起るに及び、廻橋、沼田、箕輪以下、六藩を置きしが、後にハ、九藩となれり。天明の頃、高山正之出でて、勤王の大義を唱へ、大に人心を鼓舞ヒキタヌルせり。

維新の際、岩鼻縣を置き、各藩と共に、此の國を治めたりしが、明治四年廢藩の後、群馬縣廳を高崎に置きたり。

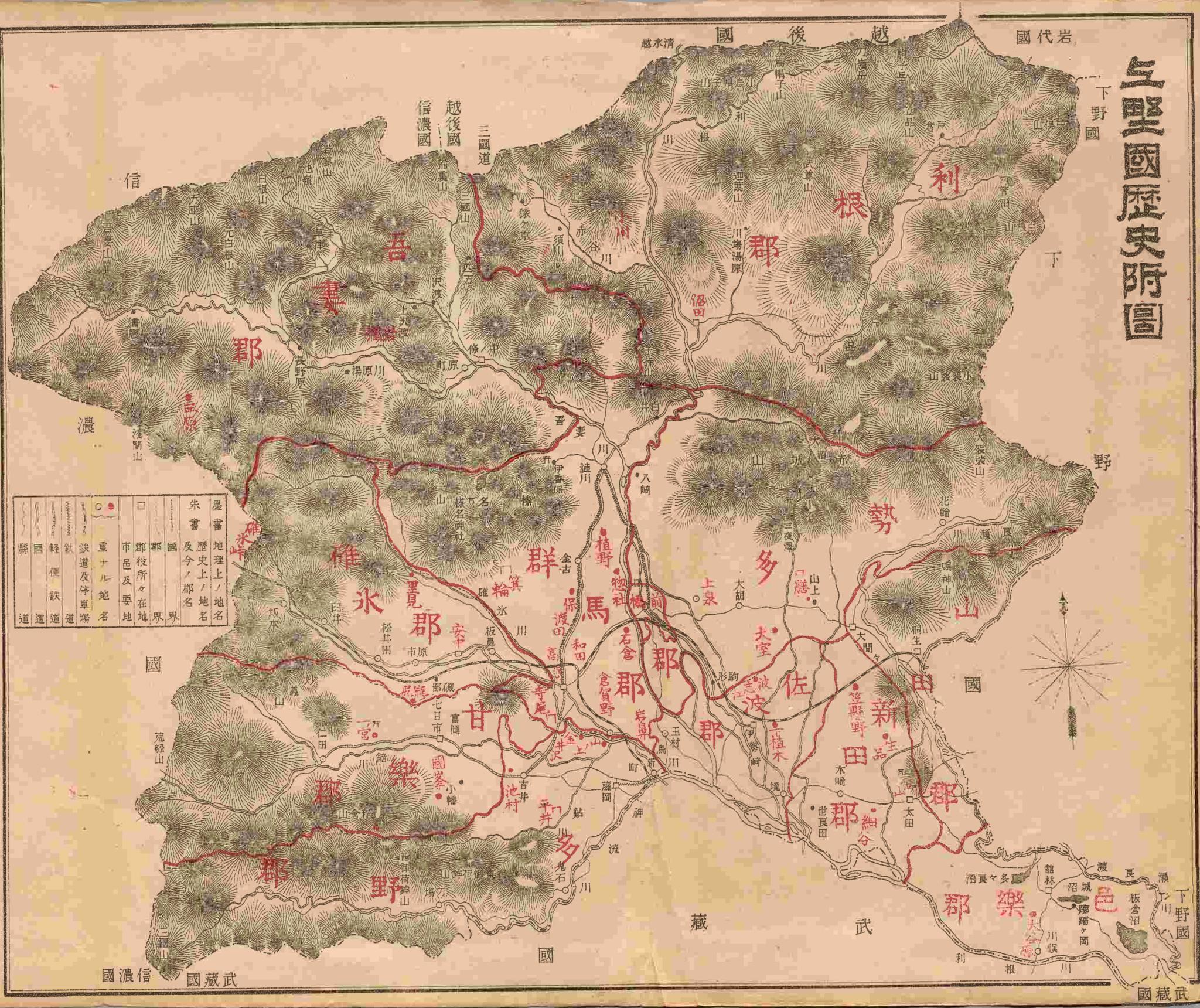
同年六月、群馬縣を廢して、之を熊谷縣に併せ、同九年、又群馬縣廳を前橋に置きて、

全國を管し、其の後、郡村の分合等ありて、以て今日に至れり。

明治維新以來、國運の進歩につれて、吾
が上野の國に於ても、凡ての事物、相な
らびて發達し、道路は開け、農、工、商業は
進み、教育は普く行はれて、人民の幸福、
日に月に増進す。是實に、聖代セイダいの御惠
に由るものなり。あゝ、吾が上野の國、山
高く、水清く、土地豊にして、史上レキシノカには、新

田、高山等の忠臣と出し、國土よりハ、生
糸、織物等を產して、其の名、海外に知ら
る、後進コレカラヨニデルコドモタチの子弟、よろしく勉め勵みて、此
の史上の名譽を保ち、此の國土の富を
進めんことを願ふべきなり。

三堅國歴史附圖



版 權
所 有

明治二十八年三月六日發 行

同 年五月九日訂正再版發行

同 三十二年三月十日訂正三版發行

著作者 岩 神 正 矣

上巻附
定價金拾七錢

訂正者 教育研究所

印 刷 行 會社普 及 舍 所

東京市神田區淡路町一丁目一番地

右 社 長
須 永 和 三 郎

右 代 表 者
發 兑 元
會 社 普 及

群馬縣前橋市曲輪町二番地

販賣所
煥 堂

御 注 意

- 本は大切に扱いましょう。
- 本は転貸借はお断りします。
- 10日間の期限に必ず返して下さい。
- 本を汚損または紛失した時は同一の本
又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館

前橋市榮町10番地
(電話 3008番)

群馬県立図書館



0221446-8